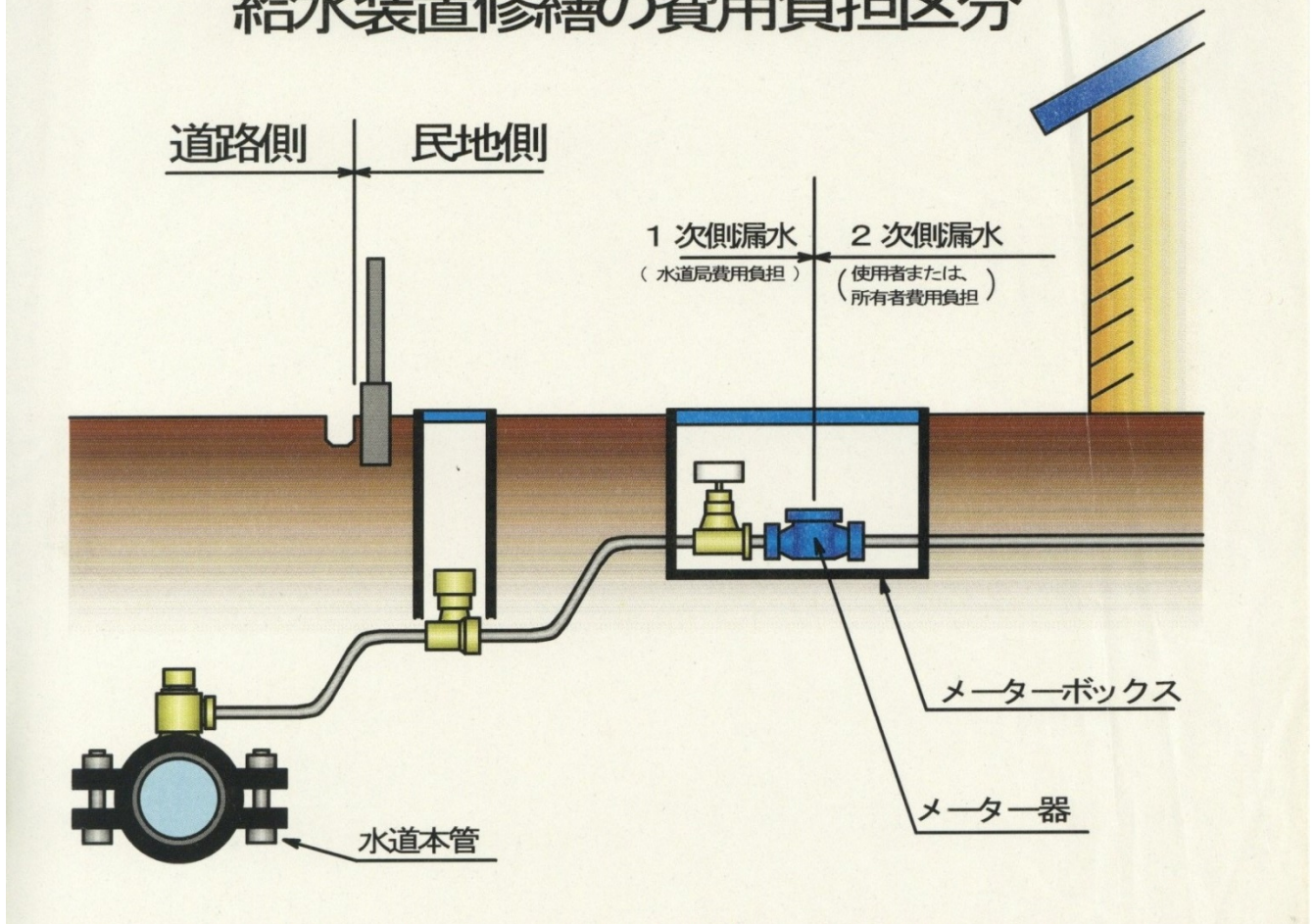


給水装置修繕の費用負担区分



◎メーター器より道路側の漏水については、1次側漏水といい、この修繕の費用は、水道局で負担します。

ただし、民地内の復旧についての水道局の負担は軽微な復旧までとします。コンクリート、構造物、芝生、植木、庭石の復旧、管の布設替えは、使用者または所有者の負担とします。

◎メーター器より民地側の漏水については、2次側漏水といい、この修繕費用は使用者か、所有者の費用負担となります。